

福岡大学法科大学院
令和5年度B日程小論文試験
出題趣旨・採点基準

【出題趣旨及び採点基準】

設問1 問題文の読解力、分析力を問う趣旨で出題した(20点)。

- (1) 大戸島を「嘘をついた」と評価できるかについて、結論を述べているか。
- (2) ①定義の適用において問題となる条件が指摘できているか。

条件(3)「Aはpだと言うことにより、Bをだましてpだと思わせようと意図した」が想定される。

- ②「嘘をついた」と評価できるかについて、結論を述べているか。
- ③理由の記載が、①の条件を適用する形でされているか。また、条件の指摘・理由・結論が論理的に整合しているか。

設問2 問題文に記載された定義及び定義(条件)の趣旨の分析を前提に、批判的に自己の考えを述べさせることによって、自己の考えを論理的かつ説得的に構築していく能力を問うとともに、文章表現の正確性や分かりやすさを問う趣旨で出題した(40点)。

- (1) 論理性、説得性や文章力に加え、課題について困難を乗り越えて自分なりの考えが示しているか、などにより評価する。
- (2) 論理性、説得性や文章力に加え、以下の観点などにより評価する。
 - ・結論として、自分なりの嘘の定義を示しているか。
 - ・設問1(2)で指摘した条件を変更しているか。
 - ・変更理由(自分なりの定義の長所、通用性についての説明)の記載の有無及び説得性。
 - ・変更する条件の趣旨を本文から読み取り、これに配慮して定義を変更していれば加点。

<基本とする評価段階>

基本とする評価段階		60点満点	設問1 (20点)	設問2 (40点)
S	(きわめて優れている)	55点以上	18点以上	36点以上
A	(優れている)	50点	16点	34点
B+	(平均的レベルをやや上回る)	40点	13点	27点
B	(平均的レベル)	30点	10点	20点
B-	(平均的レベルをやや下回る)	25点	8点	17点
C	(やや劣る)	15点	5点	10点
D	(劣る)	5点	2点	3点
F	(入学を認めることに問題がある)	0点	0点	0点

〈解答例〉

設問 1

小問 (1) 嘘をついていると考える。

小問 (2) 定義のうち、条件 (3) 「Aはpだと言うことにより、Bをだましてpだと思わせようと意図した」が問題となる。大戸島は、「学生自らが不正を認める」ことが不正行為認定の要件となっていることから、この要件の充足を防ぐ目的で「わたしはカンニングをしていません」と述べていると思われ、したがって、かならずしも、大学を「だまして、カンニングをしていないと思わせようと意図」しているとは評価できない。よって、本文中の嘘の定義によれば、嘘をついていないことになる。

設問 2 (1)

「白々しい嘘」あるいは「真っ赤な嘘」は、どちらも人々をだまそうとしている意味では「嘘」の一種であるが、厳密には異なる概念である。大戸島さんは「白々しい嘘」・「真っ赤な嘘」はついているが、「嘘」はついていない。

設問 2 (2) パターン 1

条件 (1)・(2) をそのままに、条件 (3) を「Bにpを正しいものとして取り扱わせようと意図した」に変更することが考えられる。

本文の嘘の定義において、条件 (3) は、①情報の発信者であるAが「わざとおこなう」「意図的な行為」であることが要求されるためであり、②「でたらめ／ブルシット」との違いを明確にする機能も果たしている。

「でたらめ／ブルシット」は、「相手がどう思おうと、何を信じようともどうでもいいと考えている」場合であるから、典型的には、嘘によってAが(利益などの)影響を受けない場面が想定される。そして、嘘によってAが受ける影響は、Bが内心においてpを信じているか否かによってではなく、Bがpを正しいと扱うかどうかで左右される。

そうすると、条件(3)の「Bに…思わせようと意図した」の部分は、Bの内心に着目している点で過剰であり、「Bにpを正しいものとして取り扱わせようと意図した」と変更しても目的は達成される。

また、このように定義を変更すれば、(1)の白々しい嘘・真っ赤な嘘も「嘘」に含まれることになる。

設問 2 (2) パターン 2

条件 (3) を削除するのが良いと考える。筆者は、嘘には「欺瞞」や「あざむき」の要素が必要であるとして (3) を条件としているが、「正しくないと思っている」(条件 (2)) にもかかわらず、あえて「言っている」(条件 (1)) ことで、「欺瞞」や「あざむき」は十分に含まれている。